

# 児童手当制度についてのご案内

## ■ 制度の内容

児童手当と特例給付は、15歳到達後の最初の3月31日（中学校修了前）までの児童を養育している父母などに支給されます。

日本国内在住（法令で定める「留学」に該当する場合も含まれます。）の児童が、支給対象です。

- 児童手当**
- 3歳未満 : 月額15,000円
  - 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) : 月額10,000円
  - 3歳以上小学校修了前(第3子以降) : 月額15,000円
  - 中学生 : 月額10,000円

※ 18歳到達後の最初の年度末までの間にある児童の人数で第1子・2子・・・と数えます。

3歳年齢到達月の翌月分から支給額が変わります。(4月1日生まれの児童を除きます。)

**特例給付** 受給者の所得が所得制限額を超過した場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として支給対象の児童1人につき月額5,000円が支給されます。

**【所得制限限度額】** 平成26年6月分～平成27年5月分の間は、受給者の平成26年度（平成25年中）の所得を審査します。

扶養親族等(注1)の人数	所得額(万円)	収入額での目安(注2)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1,002.1
5人	812.0	1,042.1
6人以上	以降1人につき所得額に38万円ずつ加算	

(注1)「扶養親族等」とは、税申告した扶養親族等の人数です。

(注2)給与収入のみの場合で計算していますので、ご注意ください。

- 支給時期**
- 平成26年6月10日（平成26年2月分～5月分）
  - 平成26年10月10日（平成26年6月分～9月分）
  - 平成27年2月10日（平成26年10月分～平成27年1月分）

## ■ 現況届

手当などの制度上の年度は、毎年6月～翌年の5月です。手当などの受給者は、6月に年度更新のために「現況届」を提出してください。(詳しくは、届出用紙と記入の説明書を送付しますので、そちらを参照してください。)

現況届の提出で、新年度も継続して手当などを受給できるかどうかの審査が可能になります。提出されない場合は、6月以降の手当などを支給できません。

## ■ 各種届出のお願い

手当などを受給されている方は、次の場合には、必ず届出をしてください。必要な届出は、事由発生日の翌日から数えて15日以内に行ってください。届出がないと、手当などを受給できない月が発生したり、支給した手当などを返還していただくことがあります。

- ・受給者や児童が阿久比町から転出するとき
- ・受給者や児童の住所が変わったとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・振込指定口座を解約、変更するとき（受給者名義の金融機関にのみ変更可能）
- ・振込指定金融機関および支店が統廃合などで変更になったとき
- ・新たに児童を養育することになったとき、児童を養育しなくなったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したとき、退所したとき
- ・未成年後見人に選任されたとき、解任されたとき
- ・公務員になったとき（派遣先から帰任したときを含む）、公務員でなくなったとき
- ・配偶者が公務員であり、配偶者の所属庁にて児童手当を受給するとき
- ・児童の父母のうちで主たる生計維持者が変更となったとき
- ・その他家庭状況に変更があったとき

■ 問い合わせ先 子育て支援課 ☎(48)1111 (内301)

## ■ 認定請求（申請）

出生や転入など新たに児童手当と特例給付（合わせて「手当など」と以下の文章で呼びます。）の申請事由が生じた方は、受給するための認定請求（申請）が必要です。申請者は、児童の父母などのうち、主たる生計維持者（恒常的に所得の高い方）となります。

公務員（民間企業などへ派遣、独立行政法人や国立大学法人勤務を除く。）は、所属庁で申請してください。

手当などは、申請月の翌月分から支給対象となります。（出生や転入が月末の場合、申請日が事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、事由発生日の翌月分から支給対象となります。）

## ■ 申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者の健康保険証の写し
- ・申請者名義の振込口座のわかるもの
- ・平成26年度住民税課税（非課税）証明書（申請者が平成26年1月1日時点で阿久比町に住民票がない場合に必要です。証明書には、所得額・扶養人数・控除額の記載が必要です。源泉徴収票、税額決定通知書では受付できません。）
- ※ 申請者が国内在住の児童と別居している場合は、次の書類も必要です。
- ・別居児童に関する監護事実の同意書
- ・児童の属する世帯全員の記載された住民票の写し
- ※ 状況によっては、その他の書類を別途提出していただくこともあります。

## ■ 寄附について

次代の社会を担う児童の健やかな育ちの支援のため、子育て支援事業への活用を希望する方は、手当などの全部または一部の支給を受けずに、町に寄附することができます。

寄附を希望する方は、子育て支援課まで「児童手当に係る寄附の申出書」を提出してください。申出書を手当支払月の前月10日までに提出すると寄附できる仕組みです。